

上限時間数と上乗せ健康確保措置の骨格(イメージ)

【達成を目指す水準】

【(1) 地域医療確保の観点から検討するもの ※対象は限定】

【(2) 医療の質の維持・向上の観点から検討するもの ※対象は限定】

医療機関において患者に対する診療に従事する医師について、脳・心臓疾患の労災認定基準における時間外労働の水準も考慮した水準

医療機関において患者に対する診療に従事する医師について、地域医療提供体制の確保の観点から、時間外労働の上限時間数についての経過措置
※対象医療機関を特定。
※将来的には「達成を目指す水準」に。

一定の期間集中的に技能向上のための診療を必要とする医師について、「達成を目指す水準」より高い別の水準
※対象医療機関を特定し、本人の申し出に基づく。
※水準は随時検証していく。

月当たり時間数の上限を超える場合
面接指導⇒就業上の措置（いわゆるドクターストップ）

月当たり時間数の上限を超える場合
面接指導⇒就業上の措置（いわゆるドクターストップ）

月当たり時間数の上限を超える場合
面接指導⇒就業上の措置（いわゆるドクターストップ）

連続勤務時間制限・勤務間インターバルの確保・代償休暇のセット（努力義務）

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限・勤務間インターバルの確保・代償休暇のセット（義務）

連続勤務時間制限・勤務間インターバルの確保・代償休暇のセット（義務）

※一般則としては、労働安全衛生法に基づき、健康診断の実施、長時間労働者（月時間外労働80時間以上の者であって申し出た者）に対する医師による面接指導、ストレスチェックの実施義務等がある。

(上限時間数(年/月)(案))

(上乗せ※健康確保措置)